



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○ 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）	1
<b>告 示</b>	
○ 沖縄県保健医療計画の変更（医務・国保課）	1
○ 指定管理者の指定・2件（海岸防災課）	1
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課）	2
<b>選挙管理委員会事項</b>	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	2
<b>労働委員会事項</b>	
○ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定	3

## 規 則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第44号

#### 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項第2号中「クラミジア抗原検査料」を「C型肝炎ウイルス検査料」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第248号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定められた沖縄県保健医療計画（平成元年沖縄県告示第65号）を次のとおり変更し、平成20年4月1日から施行する。（「次のとおり」は、省略し、その計画は、沖縄県福祉保健部医務・国保課及び県内の各福祉保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成20年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県告示第249号

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第3条の規定により、金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定管理者となる団体 特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会 うるま市石川石崎二丁目1番
- 2 指定の期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

#### 沖縄県告示第250号

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第3条の規定により、中城湾港安座真海浜公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定管理者となる団体 南城市 南城市玉城字富里143番地
- 2 指定の期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年5月28日まで縦覧に供する。

平成20年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成20年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人南風原障がい者支援センター
- 3 代表者の氏名 與儀實樹
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡南風原町字照屋1番地南風原町社会福祉センター内
- 5 定款に記載された目的 この法人は障がいを持つ者が地域社会で自立した生活をするために必要なサービスの提供に努め、かつ社会を構成する一員として尊厳され、社会参加を支援することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年5月28日まで縦覧に供する。

平成20年4月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成20年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県工芸産業協働センター
- 3 代表者の氏名 小橋川順市
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市繁多川5丁目12番19号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、全国の不特定多数の人々に対して、沖縄の工芸に関する知識の普及、啓発、体験事業及び需要開拓事業を行い、優れた沖縄の工芸文化を発信し、工芸技術の継承、発展と工芸産業の振興に寄与することを目的とする。

## 選挙管理委員会事項

#### 沖縄県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総

数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成19年沖縄県選挙管理委員会告示第63号は、廃止する。

平成20年4月1日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,146
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 242,880
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
名護市	14,935
うるま市	29,253
沖縄市	32,713
宜野湾市	22,776
浦添市	27,075
那覇市	81,352
豊見城市	13,606
南城市	10,411
糸満市	14,288
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,631
石垣市（八重山郡を含む。）	13,629
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,387
中頭郡	36,612
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	22,763

## 労働委員会事項

### 沖縄県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

平成20年4月1日

沖縄県労働委員会

会長 比嘉 正 幸

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県病院事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
沖縄県病院事業局	本庁機関	医療技監 次長 課長 病院経営管理監 病院企画監 看護企画監 副参事 班長 主幹（施設班の主幹を除く。） 人事、給与、サービス、労使関係、組織定数又は経営健全化計画担当の主査及び主任技師 人事、給与、サービス又は労使関係事務担当の主任及び主事
	出先機関	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
	中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長

	副看護部長
南部医療センター・ こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経 営課長 看護部長 副看護部長
宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長

4 認定年月日 平成20年3月27日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月 1,800円
---	--